

第4章

文化の香る心豊かな 学びのまちづくり

第1節 生涯にわたる学習社会の形成

第2節 健やかな子どもを育てる学校教育の推進

第3節 青少年の健全育成の推進

第4節 優れた芸術・文化活動の推進

第5節 歴史的文化の伝承

第6節 健康づくりとスポーツ・レクリエーションの推進

第1節 生涯にわたる学習社会の形成

■ 現状と課題

人々の価値観が多様化し、ゆとりや生きがいなどを求める傾向も強くなっています。

また、芸術、文化、スポーツなどを生涯にわたって学ぼうとする関心の高まりと、その成果を地域活動を通して、社会とかかわりたいと希望する人々が増えてきています。

このため、「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる生涯学習社会の構築へ向けての環境づくりが求められています。

生涯学習は、住民一人ひとりが生きがいのある人生の創造と地域社会の形成を目指すもので、可能な限り自己に適した手段、方法を自ら選びながら、生涯にわたって主体的に学ぶことを基本としています。

このことから、学校教育、社会教育はもとより、福祉、保健、医療、産業などあらゆる分野の関係機関や団体が相互に連携を図り、子どもから高齢者まで全ての人々が自ら学び続けることを支援する体制の整備が必要となっています。

本町には、生涯学習の拠点施設として、百年記念ホール、町民会館、忠類コミュニティセンターが設置されているなど、施設面ではほぼ整備されていることから、今後はこれらの施設を有効に活用するためソフト面での充実が必要となっています。

このため、住民の多様なニーズに応えられる学習機会の拡充や学習情報の提供、団体やサークルの育成、指導者の養成・確保をさらに推進する必要があります。

■ 基本方針

多種多様な学習機会を自己に適した手段、方法により自ら選択し、生涯にわたって学習活動ができる総合的な環境づくりを進めます。

また、学習の成果を生かすことができる環境づくりを推進するとともに生きがいを持って豊かな生活を送れる地域社会づくりに取り組みます。

主要施策

- ◇ 学習プログラムの体系化
- ◇ 情報提供の充実
- ◇ 指導者・団体の育成
- ◇ 学習・活動機会の充実
- ◇ 施設の機能充実

施策の方向

1 学習プログラムの体系化

- (1) 多様化、高度化する学習ニーズに応えるため、生涯学習プログラムの体系化に取り組みます。

2 情報提供の充実

- (1) 自己に適した学習を選択でき、学習機会、施設、指導者などについての学習情報を提供するとともに住民自らが学ぶシステムづくりを進めます。
- (2) 住民の多様なニーズに応えるため、相談体制の充実を図ります。

3 指導者・団体の育成

- (1) 生涯学習において知識や技能を有する人材の発掘や指導者の育成・確保を図ります。
- (2) 民間も含めたさまざまな団体や組織、地域との連携を図ります。
- (3) 自主・自立学習の推進を図るとともに生涯学習関連団体、サークルの育成を図ります。

4 学習・活動機会の充実

- (1) 地域の特性や年齢階層などを考慮した多様な講座の開設や実習、展示会の開催などさまざまな学習機会の提供を図るとともにそれらを通して人的交流の促進を図ります。

5 施設の機能充実

- (1) 百年記念ホール、町民会館、忠類コミュニティセンターなど生涯学習施設の効率的・効果的な管理運営と機能充実を図ります。
- (2) 図書館の機能強化を図るとともに魅力と特色ある蔵書の充実に努めるなど、個性ある図書館づくりを進めます。

第2節 健やかな子どもを育てる学校教育の推進

■ 現状と課題

いじめ、不登校、少年犯罪などの問題がより深刻さを増しており、社会変化に適切に対応できる児童生徒の育成と教職員の資質向上が求められています。

このため、子どもたち一人ひとりが、個性豊かで伸びやかに育ち、豊かな感性を身に付け、より快適な学校生活を過ごすためには、本町の美しい自然環境や歴史・文化などを生かした教育を推進することが求められており、家庭、学校、地域社会が連携・協力を深め、いじめ問題や児童・生徒の不登校の対策に積極的に取り組み、子どもたちの安全管理体制の整備を適切に行っていくことも必要です。

本町においては幼稚園2園、小学校10校、中学校5校、高等学校2校があります。児童・生徒数については、少子化の影響で全町的には減少傾向にあるものの、札内地区においては、児童生徒数の増加も考えられるため、各学校の状況に応じた施設整備が求められています。

【後期見直し時における現状】

平成22年3月 「駒島小学校」 廃校

■ 基本方針

基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようとも、児童生徒が、自ら学び、考え、主体的に判断し、行動できる「生きる力」を育むために、家庭、学校、地域社会がそれぞれの役割を自覚し、お互いの理解、協力を深めることができるよう連携を図ります。

また、教育制度の改正や弾力的な運用にも配慮しながら教育内容、教育環境の一層の充実を図るとともに本町の持っている自然、歴史、文化の特性を理解し、郷土への愛着を育みます。

主要施策

- ◇ 幼児教育の充実
- ◇ 小中学校教育の充実
- ◇ 教育施設の整備
- ◇ 高等学校教育の充実

施策の方向

1 幼児教育の充実

- (1) 異年齢保育や預かり保育、3歳児保育の充実を図り、多様化するニーズに対応した幼児教育を実践し、幼児期にふさわしい発達を促す教育を進めます。
- (2) 幼稚園、保育所、小学校との交流機会を拡充し、共通理解を進め、総合的な連携方策の推進を図ります。
- (3) 就園奨励費補助事業や私立幼稚園入園料・保育料補助事業を継続して実施し、幼稚園教育の振興や就園負担の公平化、保護者負担の軽減に努めます。
- (4) 新しい教育内容に適した教育環境を整えるとともに教職員の資質の向上に努めます。

2 小中学校教育の充実

- (1) 学習指導要領に基づく基礎学力の向上により、確かな学力の定着を図るとともにチームティーチング^{※52}など個への指導体制の充実を図り、児童生徒一人ひとりのニーズに応じた教育を支援します。
- (2) 情操教育、道徳教育、人権教育など、豊かな人間性と思いやりの心を培う教育の充実を図るとともに児童生徒の「生きる力」の育成のための体験を重視した学習の推進を図ります。
- (3) 幕別町の産業や文化などをまとめた社会科副読本の授業での活用や、地域の自然体験学習を通して、郷土に対する愛着と理解を深めます。
- (4) 学校運営協議会の活用とともに学校評価に取り組み、学校運営に地域住民や保護者が参画する開かれた学校経営を推進します。
- (5) 小中学校のコンピュータ関連機器の整備・活用を推進し、高度情報化に対応する教育の充実を図ります。
- (6) まくべつ教育の日を中心に地域に開かれた学校づくりを推進し、地域住民との連携・協力を深め、豊かな人間性を育む教育を推進します。
- (7) 支援を必要としている児童生徒が、適切な教育を受けられるよう、すべての子のすべての学びを保障する特別支援教育を推進します。
- (8) 地域の特性を生かした特色ある学校づくりを進めます。
- (9) 学校施設の開放を積極的に推進するとともに地域の人材を活用し、家庭や地域の意見が反映される開かれた学校づくりを進めます。
- (10) 教職員の研修・活動を促進し、指導力の充実を図ります。
- (11) いじめ、不登校、虐待などに適切に対応するため、教育相談体制の充実を図るとともに家庭や地域社会の連携のもと児童生徒を守る仕組みづくりを進めます。
- (12) 体験学習などを通じて、「食」に関する知識と望ましい食習慣を身に付け、健全な食生活を実践することができるよう、食育を推進します。
- (13) 安全な給食の提供をするため、食器や機材などの整備を進めます。
- (14) 健やかな成長に資する給食の提供に努めるとともに地域の食材を生かしたふるさと給食の充実を図ります。

※52 一つの学習集団を指導する際に、複数の教師がそれぞれの専門性を生かして協力する授業方式のこと。

3 教育施設の整備

- (1) 児童生徒の推移など長期展望に立って、学校規模の適正化および適正配置を検討し、学校施設の計画的な整備を進めます。
- (2) 学校施設の耐震化を計画的に実施し、必要に応じた改修を進めます。
- (3) 教員住宅の整備を進めます。

4 高等学校教育の充実

- (1) 特色ある学校づくりなど、高校の維持充実に図るため関係機関に要望するとともに地域に開かれた学校づくりを推進できるよう支援します。
- (2) 経済的理由により就学が困難な生徒を支援します。
- (3) より魅力ある学校づくりを進め、将来的にも維持することができる体制づくりと支援をします。

第3節 青少年の健全育成の推進

■ 現状と課題

青少年を取り巻く環境は急速な変化を見せており、幕別町においても核家族化、少子化が進み、一部の人口増加地域においては都市化の側面が現れ、地域連帯感の希薄化を生むなどの状況にあります。

また、人間性豊かで強い意志を持った青少年を育てるために、家庭、地域、学校が互いに協力しながら見守り、励まし、かかわりを持つことが必要となります。

■ 基本方針

次代の担い手である青少年が心身ともに健全に育つ環境づくりを進めます。

主要施策

◇ 青少年の健全育成

■ 施策の方向

1 青少年の健全育成

- (1) 家庭教育に関する学習機会を充実し、家庭内の教育力の向上を目指します。
- (2) 青少年が自然体験やボランティア活動を体験する機会の充実を図り、豊かな人間性を育てます。
- (3) 家庭、地域、学校、関係機関の連携を図ります。

第4節 優れた芸術・文化活動の推進

■ 現状と課題

優れた芸術・文化に触れ、創作や鑑賞活動を行うことは、心豊かに潤いと活力あるライフスタイルを形成していくことにつながります。

本町においては、芸術の創作や鑑賞活動、趣味やボランティア活動を通して社会参加を行うという意識を持った住民が増えてきており、住民が芸術・文化の活動拠点となる百年記念ホールや町民会館、忠類コミュニティセンターなどを活用して、住民の誰もが芸術・文化に触れることができる活気あるまちづくりが期待されています。

芸術文化活動は、まくべつ町民芸術劇場や文化協会など多くの団体が活動していますが、各組織の自立運営やリーダーの育成も必要になっています。

こうしたことから、芸術・文化活動の発表・交流の場の提供などへの支援や多様な芸術・文化の振興を図っていくことが必要となっています。

また、芸術・文化活動が、住民の創造性を育み、心豊かな地域づくりと人々のつながりを深めていくために、地域のネットワーク化の構築などが求められています。

■ 基本方針

芸術・文化活動の振興を図るため、団体や住民の自主的な活動を支援するとともに、ネットワークづくりと交流の促進を図ります。

主要施策

- ◇ 芸術・文化活動の育成と支援
- ◇ 芸術・文化事業の推進
- ◇ 芸術・文化鑑賞機会の拡充

施策の方向

1 芸術・文化活動の育成と支援

- (1) 文化協会や町民芸術劇場など、住民が文化・芸術に関する学習の成果を発表・鑑賞する「場」「時」「機会」を提供する団体への支援を行うとともにリーダーの育成を促します。
- (2) 文化活動やサークル活動などに取り組む団体などへの支援を行うとともに自主的な活動を促進します。
- (3) 芸術・文化活動が積極的に展開されるよう、公共施設や民間施設などの活用を図ります。

2 芸術・文化事業の推進

- (1) 地元の芸術家や文化を愛する人たちなどのネットワークづくりを支援し、交流を通して、芸術・文化のさらなる振興発展を推進します。
- (2) 地元の芸術家や文化人の作品などの情報を紹介するなど、芸術・文化の推進を図ります。

3 芸術・文化鑑賞機会の拡充

- (1) 住民が生涯を心豊かに過ごし、多様性を受け入れる社会をつくるため、国内外の優れた芸術・文化に接し体感できる鑑賞機会の提供と拡充を図ります。
- (2) 初心者にも配慮しながら、内容の充実した文化講座、教室を開催するとともに子どもたちにも芸術・文化のすばらしさ、楽しさを体感できる機会を充実します。

第5節 歴史的文化の伝承

■ 現状と課題

自然環境や歴史背景の中で培われてきた歴史資料や文化財は、先人の暮らしや精神文化を知る歴史的・民族的な価値があるだけでなく、郷土への誇りや愛着を育てるための重要なふるさと資源です。

これらのふるさと資源は、郷土の歴史・文化の正しい理解のためにも重要なものであり、保存・継承されることにより、将来の文化発展の基礎となるものです。

現在、本町の歴史的資料やアイヌ文化資料を収集、保存、展示しているふるさと館や蝦夷文化考古館は、施設の老朽化が進んでいることから整備が必要となっています。

また、昭和44年に発見されたナウマン象化石骨は、世界的にも貴重な資料であり、その復元骨格標本や発掘資料などをナウマン象記念館に展示し、現在も多くの人に注目されています。

アイヌ文化に関しては、平成9年度に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統などに関する知識の普及および啓発に関する法律」の制定により、総合的な政策が推進されてきており、アイヌの人たちの誇りが尊重される社会の実現が望まれています。

このように、本町ではナウマン象の歴史に始まり、埋蔵文化財、アイヌ文化、開拓以来の歴史・文化など保存・伝承すべき有形、無形の貴重なふるさと資源が豊富にあり、これらを後世に伝えてゆくことが求められています。

■ 基本方針

ナウマン象化石骨の復元骨格標本をはじめ、埋蔵文化財、アイヌ文化、開拓の歴史を伝える資料、地域の伝統文化など、有史以前から続く本町の歴史と文化の保存・継承を図ります。

主要施策

- ◇ 施設の充実
- ◇ 歴史的文化の保存・継承と活用
- ◇ アイヌ文化の保存振興と理解の促進

■ 施策の方向

1 施設の充実

- (1) 文化財の保存、公開施設の整備充実を図ります。

2 歴史的文化の保存・継承と活用

- (1) 地域文化の保存と伝承を担う人材の育成を支援します。
- (2) 本町の歴史を伝承する活動を充実します。
- (3) 各種の資料を学校施設などに展示・公開し、児童・生徒並びに地域住民に郷土の歴史に触れる機会を設けます。
- (4) 町内にある歴史的な物件や景観などの掘り起こしと住民がそれらを体験学習する事業を展開します。

3 アイヌ文化の保存振興と理解の促進

- (1) アイヌ民族の歴史・文化などの調査研究を進め、その保存・伝承活動を支援します。
- (2) 住民がアイヌの人々や文化について理解を深めるため、学習機会の拡充に努めます。

第6節 健康づくりとスポーツ・レクリエーションの推進

■ 現状と課題

多くの人々が、心身ともに健康で活力ある生活を望んでおり、スポーツ・レクリエーションへの関心がますます高まっています。スポーツは、健康づくり、体力づくりに寄与するだけでなく、スポーツを通じて培われた仲間との連帯感や協調性は、より良い地域社会形成の基礎となるものです。また、スポーツは青少年が、思いやりの心やフェアプレー^{※53}の精神を育む重要な役割も果たしています。

本町のスポーツ・レクリエーション施設は、陸上競技場をはじめ、野球場、スポーツセンターなどがあるほか、町独自に考案されたコミュニティスポーツとしてのパークゴルフ場もあり、住民が気軽にスポーツなどを楽しむことができる環境づくりに努めてきました。

今後も、スポーツ・レクリエーション施設の有効利用を図るとともに年齢や体力に応じたスポーツの普及を進める必要があります。

また、パークゴルフは、コミュニティスポーツとして道内外はもとより海外まで普及しはじめており、引き続き、日本パークゴルフ協会と連携しながら振興していく必要があります。

【後期見直し時における現状】

- 昭和62年8月 国際パークゴルフ協会設立
- 平成12年6月 NPO法人国際パークゴルフ協会
- 平成22年7月 一般社団法人日本パークゴルフ協会
- 平成23年3月 公益社団法人日本パークゴルフ協会

■ 基本方針

住民がいつでも気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる環境づくりを進めるとともにコミュニティスポーツの振興と指導者、団体の育成を図ります。

主要施策

- ◇ スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ◇ 指導者・組織の育成と支援
- ◇ 社会体育施設の整備充実と有効活用
- ◇ パークゴルフの振興

※53 正々堂々と競技をすること。

■ 施策の方向

1 スポーツ・レクリエーション活動の推進

- (1) 年齢層や個々の運動能力に応じた体力づくり講座、各種講習会・教室の開催など、スポーツに親しめる機会の充実を図ります。
- (2) スポーツ教室や施設、大会案内など、スポーツ・レクリエーションに関する情報提供の充実を図ります。

2 指導者・組織の育成と支援

- (1) 体育連盟やスポーツ少年団をはじめ、子どもから高齢者まで、住民の自主的な運営による「総合型地域スポーツクラブ^{※54}」の育成・支援を図ります。
- (2) スポーツ・レクリエーション指導者や団体に対して情報提供の充実を図り、指導者の養成に努めます。

3 社会体育施設の整備充実と有効活用

- (1) スポーツ・レクリエーション施設の環境整備を進めます。
- (2) 学校体育施設と社会体育施設の有効利用を進めます。

4 パークゴルフの振興

- (1) パークゴルフの発祥の地として、日本パークゴルフ協会と連携しながら、一層の振興を図ります。

※54 子どもから高齢者まで、スポーツを愛好する人々が主体的に運営する総合的なスポーツクラブ